

4 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号・第19条第1項・第28条第1項 関連)

1) 景観重要建造物

以下に示す建造物については、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定します。

①地域の景観及び自然、歴史、文化、生活から見て価値のある建築物等。

(例：商業建築、民家建築等)

②その他の観点から見て価値のある建築物等。

(例：美術館等の文化施設、溶岩を活かした工作物等)

2) 景観重要樹木

以下に示す樹木については、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定します。

①地域の景観形成の観点から価値のある樹木及び樹木群。

(例：街角やアイストップに位置する樹木、鎮守の森等)

②その他の観点から見て価値のある樹木及び樹木群等。

(例：樹齢の高い樹木、特徴的な樹形の樹木等)



■文教町イチョウ並木 (平成23年3月30日指定)